明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**四九〇）　一

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**四九一、四九二）

○技術協力及び青年海外協力隊の事業に関する日本国政府とレソト王国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（**外務**三五一）

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**一七四九）

○保安林の指定をする件（**同**一七五〇～一七五七）

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一〇五八～一〇六〇）

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**一〇六一）

○信号符字を点附した件（**同**一〇六二）

○船舶国籍証書は無効となった件（**同**一〇六三）

○船舶国籍証書を無効とした件（**同**一〇六四）

○道路に関する件（**東北地方整備局**一九八～二〇〇）

○都市計画に関する件（**関東地方整備局**二八七）

○道路に関する件（**九州地方整備局**一三二）

〔人事異動〕

内閣府　法務省

〔公告〕

諸事項

官庁

押収物還付、財団、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

告示

○法務省告示第四百九十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社タカムラ産業	栃木県大田原市上石上千八百四十五番地五	紙器・段ボール箱製造

○法務省告示第四百九十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社光惣菜センター	福島県いわき市錦町作鞍二十七番地	惣菜製造業

第二号ハの表に次のように加える。

東洋鋼鉄株式会社	千葉県浦安市港七十二番地	金属プレス加工

○法務省告示第四百九十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表岡田工業株式会社の項を削る。

第二号ハの表に次のように加える。

有限会社鈴木鉄筋	宮城県仙台市宮城野区蒲生字小田切九番地二	鉄筋施工
岡田工業株式会社	群馬県太田市新田市野倉町二百八十二番地二	塗装、溶接
鬼丸ホーム株式会社	福岡県北九州市小倉南区八重洲町八番二十五号	建築大工
ＭＡＥＤＡ工業株式会社	佐賀県伊万里市波多津町井野尾千七百五十八番地	溶接